

議案第29号

三田市ガラス工芸館条例の一部を改正する条例の制定について

三田市ガラス工芸館条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成26年2月21日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市ガラス工芸館条例の一部を改正する条例

三田市ガラス工芸館条例（平成5年三田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第1号中「月曜日及び」を削り、「火曜日」の次に「。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日でない日とする。」を加え、同条第2号を削り、同条第3号中「（前号の休日を除く。）」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

付 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。